

覚書

岡山県市町村職員共済組合ほか982医療保険者(以下「甲」という。)と社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団(くらしき健康福祉プラザ)(健診・保健指導機関番号3320700176)(以下「乙」という。)とは、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年4月1日付をもって締結した平成25年度特定保健指導委託契約書(以下「契約書」という。)について、次のとおり覚書を締結する。

平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、別表の税法改正後の1人当たり委託料単価を適用する。

ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日をまたいで実施した場合(同年3月31日までに初回面接を実施)の委託料(初回面接分支払額に限る)は、原契約のとおり税法改正前の1人当たり委託料単価を適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成26年3月31日

委託者(甲)	岡山県市町村職員共済組合 ほか982保険者 契約代表者 岡山県市町村職員共済組合 岡山県岡山市北区駅前町2-3-31 サン・ピーチOKAYAMA 4階 理事長 山野 通彦
受託者(乙)	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団 (くらしき健康福祉プラザ) 岡山県倉敷市笹沖180 理事長 山磨 祥二

(別表)

区分		【税法改正前】 (消費税5%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	【税法改正後】 (消費税8%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	支払条件
特定 保健 指導 (*)	動機付け支援	8,000円	8,240円	面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担額を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	18,000円	18,540円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

覚書

岡山県市町村職員共済組合ほか982医療保険者(以下「甲」という。)と株式会社岡山スポーツ会館(以下「乙」という。)とは、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年4月1日付をもって締結した平成25年度特定保健指導委託契約書(以下「契約書」という。)について、次のとおり覚書を締結する。

平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、別表の税法改正後の1人当たり委託料単価を適用する。

ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日をまたいで実施した場合(同年3月31日までに初回面接を実施)の委託料(初回面接分支払額に限る)は、原契約のとおり税法改正前の1人当たり委託料単価を適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成26年3月31日

委託者(甲)	岡山県市町村職員共済組合 ほか982保険者 契約代表者 岡山県市町村職員共済組合 岡山県岡山市北区駅前町2-3-31 サン・ピーチOKAYAMA 4階 理事長 山野 通彦
受託者(乙)	株式会社岡山スポーツ会館 岡山県岡山市北区絵図町1-50 代表取締役 江尻 博子

(別表)

区分		【税法改正前】 (消費税5%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	【税法改正後】 (消費税8%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	支払条件
特定 保健 指導 (*)	動機付け支援	8,000円	8,240円	面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担額を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	18,000円	18,540円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。